

一 富山 四百二十四里

能登

一 府中 四百二十五里

一 宇出津 四百十八里

一 福浦 四百十三里

一 輪島 四百二十七里

加賀

一 金澤 四百四十里

越前

一 三國 四百五十四里

一 敦賀 四百七十三里

若狹

一 小濱 四百八十里

藤堂和泉守家來伺水野和泉守下附

伊勢志摩尾張三ヶ國海路爲測量御軍艦御組之衆被差遣候趣先達而御觸御座候然る處此節右三ヶ國海岸爲測量紀州九木浦迄御役人方御越ニ相成候右測量之義ハ乍不東和泉守家來共假也心得居候者も御座候ニ付修業旁和泉守領分之處ハ家來共ニ夫々測量爲致御役人方御見分ニ御越之節測量圖面を以巨細ニ及御相談自然御不審之廉ハ御再見被下候様仕度奉存候左様候得ハ御役人方御手數も相省け且ハ家來共修業ニも相成可申と奉存候ニ付此段奉伺候様和泉守國許より申付越候以上

戊閏八月

藤堂和泉守家來
千田源内

評議

書面伊勢志摩尾張三ヶ國海路測量之義ニ付藤堂和泉守家來申上候趣勘辨仕候處同人家來共測量心得居候者も御座候ニ付領分之處ハ家來共測量爲致圖面を以巨細及相談不審之廉ハ再見取計度と之義勘辨仕候處一ト通ハ尤之義ニ而御用御抄取ニも可相成哉ニ候得共一体海岸其外針路等測量之義ハ自餘之陸地山谿等分見測量いた候と違ハ海中淺深屈曲暗礁等迄悉測量いた候義ニ付不容易事業ニ有之候尤同人家來可也出來候ものも有

之候趣ニハ候へ共未々測量等取掛候義ニも無之哉之處手廣之領内海岸御下知濟之上測量爲致候様ニ而ハ急速之譯ニハ相成間敷左候得者測量爲御用被差遣候者共ハ空敷右を相待却而時日を費し候様可相成も難計今般三ヶ國測量之儀ハ英人共より申立候趣も有之旁被仰出候義ニ付御手後相成候而ハ追而御不都合之義出來可申哉奉存候乍併同人家來共修業をも兼させ度と之義ニ付右ハ支配向之者測量之節呼出一互ニ相談を遂測量等心付候廉差圖爲致候ハ、申立之通相摸通り可然哉奉存候左候ハ、書面之趣ハ領内海岸其外測量として御軍艦組之者罷越候ハ、右術業心得候家來差出一右役々測量之節附添罷在不都合之義無之様申談を請可取計旨被仰渡候

方と奉存候右御下知相濟候ハ、其段私共にも御沙汰御座候様仕度奉存候

戊閏八月

御軍艦奉行

慶應元乙丑年十二月尾勢志三刃ノ測量事業全ク竣功シ右海圖ヲ製成ス

此圖今猶海軍水路部ノ所藏タリ是ヨリ後此海岸測定ノ圖ヲ以テ外國之公使ニ示シ船舶ノ便ニ備フ

文久元辛酉年七月二日英人ニ日本海測量ヲ許スノ旨達アリ同年八月十二日英國測量船伊勢志摩ニ來ヲサル様ナス可シトノ

勅命アリ

因テ按スルニ我海軍所ニ令シテ先ツ此伊勢志摩尾張ノ測量ヲ命シタルハ前條ノ内諭アルヲ以テノ故歟當時ノ記載散亡シテ其詳ナルヲ知ルニ由ナシ

万延元申年末ヨリ起業シテ翌文久元酉年四月ニ成功ノ江戸灣實測圖ハ操練所教授方小野友五郎同手傳荒井郁之助上原七郎官永扇三甲賀源吾豊田港等測量シ安藤源太郎野村總右衛門製畫ス安政六未年六月福岡金吾松岡盤吉西川寸四郎等横濱港實測ノ圖ヲ製成ス此佗安政年間於長崎蘭人海軍傳習中ニ矢田堀景藏小野友五郎塚本桓輔等同港ヲ測量シテ製圖セリ其後文久之頃海軍士官甲賀源吾等ノ兵

庫港ニ繫泊中艦務之餘隙ヲ以テ大坂海灣ヲ測量セシ略圖
及ヒ文久二年中朝陽艦小笠原島へ廻航ニ付同島へ八丈島
ヨリノ移民ヲ搭載スルノ際該艦乗組士官西川寸四郎上原
七郎等ノ同島ヲ略測シタル圖アリ然リト雖モ長崎大坂ノ
圖ノ如キハ其起功成業之年月并人員日數トモ皆今ニシテ
舊記ノ資料トス可キ者ナシ故ニ後日之ヲ得ルノ時ヲ俟ツ
テ詳記セン

前三圖ハ測量更ニ派出ノ命ヲ受ケテ製圖シタル者ニ無之
我邦尾勢志三ヶ國測量ヲ初メトシ港灣實測製圖ノ成業ニ
至レル者悉皆荷蘭ノ方式ニ據レリ隨テ經緯度測及ヒ測角
等ノ施業ニ當リ素ヨリ同國人著述ノ表ヲ用ヒシカ長崎傳

習ノ頃ニ在テハ特ニビラール氏ノ航海表ノミ便ナリト覺
ヘタルモ一旦ブローウエル氏ノ表出テ、ヨリ其使用ニ於
テ猶一層煩ヲ省クヲ得シモノ尠ナカラス斯レ其創始ヲ
尋ヌレハ即カツテンデーキ氏ヨリ我ニ懇告セラレシヲ以
テ嚙矢トス已ニ彼國發刊アリシヲ我カ未タ知ラサルノ内
疾速ニ送達セシハ早ク我ニ益ヲ與ヘレトヲ欲セシカ故ナ
ル可シ此時ニシテ此入耳ヲ得タルハ眞ニ怡悅ニ堪ヘサル
ナリ其表タルヤ簡單ニシテ克ク用ニ適スル者ノ最ト謂フ
ヘシ實ニ左ノ譯文ニ記セル言ノ誣ヒサルヤ明ヲケシ噫嘻
我國ノ爲ニスル同氏ノ厚情及ヒウヰ―ヘルス氏ノ注意共
感スルニ餘リ有リ爾後此航海表ニ續キテ同術解説書二冊
船載シ來ルヲ緝覽スルニ前古未發ノ見六分圓儀ニ臺往ヤ

有之故ニ此書ヲ以テ航海書中ノ善良ナル者ト云フモ豈溢
美ニ在ランヤ因テ今茲ニ其書翰ヲ譯シテ左ニ載ス

文久三癸亥十月廿二日

和蘭船將カツテンデイキ氏より送れる書翰和解

千八百六十二年十一月四日

スガラーフエンハーゲに於て

貴きカツサン様

以前長崎にて海軍傳習の人を海軍カピタンロイテナント
ピラールの著述したる航海表を用ひたり此航海表を既に
賣切て最早商賣品にて得難し○然れども此の如き必用な
る航海表を備へ且之を現今の時勢に合する様改正すると
緊要あるふ由て巧ある海軍士官たる第一等ロイテナント

プロウエル新ふ航海表を著述したり此人を數年來ウヰル
レムリールドふある王國海軍學校にて航海術教授の命を
蒙りたる者あり日本海軍士官及び學生ふも此必用なる書
籍を得せしむる爲め右著述者より手本として數冊を神奈
川に送りたり此書籍ハ同所にて我本國に於る同様の直
段にて賣買すべきものあり余か以前の門人及び足下の緊
要の爲余此書籍を足下に吹聴す此航海表を出版以前未だ
永く時も經されども既に荷蘭海軍に用たるものあり此書
の行ハる、所以を其体裁簡約にして用に適するを以てあ
り航海の議論を記載したる第七篇を近日出版すへ日本
の報告殊に日本の海軍に關りたるを余最も大切として
之を注意す余か最も願ふ所を常々足下と同様あり且足下

今の職業に於て大ある幸を得給はんことを余中心より之を希へり余か副職ウヰルヘルス足下によく傳意せんことを余に願へり○余等兩人の門人等へ傳言し余か懇親を忘れ給はざるへい恐惶敬白

足下の朋友にして有益ある臣僕

ウヰルヘルス、フカッテンデーキ

燈明臺建設之事

慶應三丁卯年英國公使パークス氏ヨリ我カ沿海樞要ノ地ニ至急燈臺ヲ建設スヘキ旨ヲ勸告ス因テ海軍局ニ其掛リ員ヲ命セラレ屢公使へ引合器械買上方ヲモ依托セシカ幾

程ナクシテ邦内騷擾ノ事起ルニ會シ其事未タ緒ニ就クニ及ハスシテ止ム然ルニ當時ノ文書大半散佚シテ徵ス可ラス今僅ニ其前年定ムル處ノ條約及ヒ一二ノ事歴ヲ爰ニ附記シテ聊他日ノ参照ニ供ス

改稅約定之内

第十一條

日本政府ハ外國交易ノ爲メ開キタル各港最寄船ヤノ出入安全ノタメ燈明臺浮木瀨印木等ヲ備フヘシ

第十二條

此約書取行フ以前雙方政府許允ノ沙汰ヲ待ニ及ハサル故日本慶應二年丙寅五月十九日(西洋千八百六十六年第七月一日)ヨリ取行フヘシ

右約書ヲ政府許允ノ上ハ雙方ノ全權其段互ニ通達スヘシ
右通達ノ書面ハ雙方
君主保證ノ代リトス

此證據トシテ前文全權此約書ニ名ヲ記シ調印セリ日本慶
應二年丙寅五月十三日(西洋千八百六十六年第六月廿五日)
江戸ニ於テ雙方全權各其國語ヲ以テ之ヲ記セリ

水野和泉守花押

英國特派全權公使

パルクス印

佛國全權公使

ロセス印

合衆國代理公使

ポルトマン印

蘭國目代兼コンシユルゼ子ラール

ポルスブルック印

卯六月五日軍艦奉行木村兵庫頭英國公使館へ相越公使申立
之趣左之通り

一江戸近邊六ヶ所計リ燈明臺ヲ立ル積右之ヶ所ヲ取極メ置
度候右ニ付英日本士官壹兩人ツ、見分として被差遣度候
事

一下ノ關へも取建候積見分之者御遣一被下候哉

一日本海測量板行ニ相成可然事 京都銅板ニいたし候へハよろしく候

一軍艦貳艘程測量船ト極メ測量爲致可然殊ニ寄英より御貸

一 申候而もよろしく併未治定ハ難申候

一 甲比丹プロク近日到着可致其者ヲ頼燈明臺ノ場所ヲ見分爲致候積

一 燈明臺之圖ハプロク一覽之上御渡可申夫迄公使方へ御預リ可申候

一 燈明臺之代金五万トル正月中談判有之追々英國ニ而立替置候間近日御渡被下度事

一 此次之飛脚船ニ而送り度今日ヨリ七日目ニ相成可申候
一 附屬器械代五百ポントステルリンク前同斷之節御送り被下度候事

一 燈明臺之事ニ巧者ナル者ヲ雇入可然又ハ留學生之内ニ而傳習爲受可然旨今便本國ヨリ申越候事雇入之方早手廻し

ニ而可然と存候

一 外國事務局之官人へモントと申人へ向ケ金子御遣し可然候其金子ハ「バンク」へ御渡相成可然候

一 明後七日築地海軍所へアドミラル罷出第五時頃ニ出向候間兵部殿肥後殿ニも御出張被下度事

丁卯六月英公使パークス氏發議し我政府年々下ノ關償金として拂込へき金圓を以て我横濱より初必要所々ニ燈臺を建築せと彼我航海之便幾許々と此議各國同意を表せ同年十月十四日英米佛之艦將并横須賀御雇之ウエルニ氏を誘し我れ富士山艦を以て相州洋ニ航し時烈風艦之運轉自在あらと紀伊大島下田之御崎城ヶ島房州出崎等粗決

定も直ニ艦を廻らし房之館山ニ入る上陸妻良村ニ到り猶地勢を案も此時同行之艦將ハ

米國シヤナドア艦將 ゴルドズハラ氏

英 ハスリスケ艦將 ヒヲ井ト氏

佛 アメリイ氏

横須賀製造所長 ウエルニ 氏等あり

同年六月十四日小笠原圖書頭外國奉行江連加賀守於接遇所英國公使へ引合左之通

常夜燈代價

五 万 弗

三ヶ月目可相渡積
但六月十四日ヨリ九十日目

インゼニール雇料
其外入用

六千五百弗

六月十七日横濱拾壹番
「ラフチンパンク」に可相渡積

但通辨官サトウ同所に相趣候積

常夜燈代價殘金

凡五万弗程

最初五万弗渡濟より
三ヶ月目可相渡積

佛國より御買上常夜燈器械三座到着次第
其形狀等英公使へ御示之積

右之通

覺

此度日本政府於てインゼニール職之者上等壹人下等貳人雇んとせるニ付則ケ條左之通

一 給料

上等一ヶ月ニ付洋銀四百五十枚
下等同 同 百五十枚

但英國サウスアムプトン出帆之日より勘定せしめ

一支度手當金

上等「パウンツ」ステルリング「貳百枚
下等同 壹百枚

一 船賃

上等之船賃壹人ニ付「パウンツ」ステルリング「百五十枚半
尤上等之者妻を連參り候ハ、貳人分與ふへし

一 日本在留中御用向ふて旅行之節ハ日本政府より路金を
與ふへし

一 旅宿

上等之インゼニール夫婦にて參り候ハ、居間四間寐間四間其他臺所小使部屋相
備り候家一棟貸し與ふへし
下等之インゼニール者居間二間寐間二間其他臺所小使部屋相備り候家一棟ニ兩
人旅宿致すへし

一 下等者都て上等之差圖を受上等者又燈明臺取扱候日本
長官之差圖ニ隨ふへし

一 若英國出帆之後僅ニ一ケ年之内態と暇を乞ふ節者船賃
并手當金之高を日本政府に返却せしめ

一 万一五ケ年未だ盡さる内日本政府無故ニ暇を遣は候節
者歸國之船賃并英國公使存寄ニ隨ひ相當之價金を可差
出尤行狀不正或者職業不行届等者隨分暇を可遣譯と心
得候若右様之義有之ニ付暇を遣候節者差出ニ不及

一 燈明臺器械修復掃除并インゼニール之職業ニ於て専用
ある道具等買入候爲ニ彌雇入候約束決定次第上等イン
ゼニールハ「パウンツ」ステルリング「五百枚日本政府より
預置へし

一 下等之インゼニール船ニ乗組之節若第二等之船客ニて罷越候ハ、船賃の減むる事不少手當金「バウントステルリンク」五拾枚を限て與ふヘイ
インゼニール入用の金子

第一等旅客三人ソウスアムプトンより之船賃壹人ニ付百五拾四ポンドステルリンク十シルリンクふいて會計四百六十三ポントステルリンク十シルリンクあり
インゼニール頭取の支度金貳百「ポントステルリンク」同下等之者の支度金壹人ニ付百「ポントステルリンク」ふいて貳人分二百「ポントステルリンク」
總計八百六拾三「ポントステルリンク十シルリンク」

杉田 玄端 譯

燈明臺取建場所

英國公使申立候分

第一等燈明臺	二箇
一 橫濱 第二等同	三箇合六箇
第三等同	壹箇

右六箇者

伊豆岬 ロック島 第一等同 壹箇

安房 ヒラタチ(キンク岬) 第一等同 同

江戸灣之入口 洲崎岬 又ハ 第二等同 同

ミラ崎之内 都合次第 第二等同 同

江戸灣西方 相摸岬 第二等同 同

同 観音崎 第二等同 同

横濱へ突出せる洲の一隅に碇泊せしむべき

燈明船 第三等 同

一 長崎琉黄島の西隅 第一等同 同

一 箱館港入口に碇泊せんとする

燈明船中ニ 第三等 同

西方より横濱への航路

三難所之内ニヶ所 第一等同 同

九州島之最南隅あるサタノ岬

紀州之最南隅ある潮見崎又大島

三難所之内

三本嶽 即レットホールド
ロツク

此壹ヶ所者取建費用莫大あるを以強て相願不申候

和蘭公使より申立候分

第一等燈明臺 貳箇

一 横濱 第二等同 三箇合六箇

第三等同 壹箇

右六箇者

横濱灣船中 第三等同 同

伊豆ロツク島 第一等同 同

安房ヒラタチ岬或ハ 第一等同 同

其近傍

江戸灣入口ノ東方 第二等同 同

但洲崎岬或ハミヲ之出崎兩所之内

江戸灣之西方相摸岬

同 同

同ハノン崎恐クハ觀音岬ナルヘシ

同 同

一長崎琉黃島の西方

第一等同 同

一箱館船中

第三等同 同

西方より横濱への航路

第一等同 同

三危難所々

但九州島の南方シタの岬キシンの南端大島及ひ三本嶽

即レットヒールト
ロツクナリ

海軍歴史卷之十六

